

京情個審答申第 30 号  
令和 6 年 3 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山 本 克 己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する  
裁決について（答申）

令和 5 年 8 月 1 日付け 5 障第 1002 号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った部分公開決定において非公開とした箇所のうち、別表に記載の箇所については公開すべきである。  
その余の判断は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年11月15日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第1条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「R〇年〇月 〇議員と京都府と市と病気のため地域の住民とトラブルをおこす人との間での協議文書」（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求を行った。
- 2 令和3年12月6日、処分庁は、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号の規定により非公開とすべき情報を公開することとなるとして、条例第9条の規定により公文書非公開決定（公開請求拒否）（以下「旧処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を送付した。
- 3 令和3年12月22日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、旧処分を不服として処分庁に対して審査請求を行った。
- 4 令和4年5月20日、諮問庁である京都府知事（以下「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に3の審査請求に対する裁決について諮問し、同年12月19日、答申の送付を受けた。これを踏まえて、令和5年1月6日、裁決を行い、旧処分を取り消した。
- 5 令和5年3月13日、処分庁は、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 6 令和5年3月13日、審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 7 令和5年8月1日、諮問庁は、条例第19条第1項の規定により、審議会に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている主張は、次のとおりである。

「審議会が開示するよう審査結果が出ていたが、1 ページ目の上から2 段目のみ文脈が把握でき、その他は不開示のままであり、もう少し文脈の分かる開示請求を求める。これでは開示するよう指示が出ているにもかかわらず、不開示と同じである。」

## 第5 諮問庁の説明の要旨

処分庁の弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 条例第6 条第1 号該当性

特定の個人に関する疾病に起因するトラブルへの対応等の事案は、人口が〇万人に満たない〇市で頻発しているとまでは言えない。そのため、面談の日、場所、対応した部署及び職員名並びに面談内容を公にすることにより、特定の個人を特定できる可能性が高い。

したがって、条例第6 条第1 号に規定する「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

### 2 条例第6 条第5 号該当性

通常、保健所における対処事案については、対処した内容だけではなく、対処した事実自体が秘匿されるべきものであり、これらのことが確約されてはじめて、府民が保健所に対して、自身や家族、近隣住民等のことについて安心して気軽に相談することができることになる。もし、対処した内容がその一部であっても公開されるとすれば、府民は安心して気軽に保健所に相談することができなくなり、京都府との間にある信頼関係を損ねかねない。その結果、保健所が日常的に行う相談業務に重大な影響を及ぼすと考えられる。

したがって、保健所が行う事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6 条第5 号（本件処分当時。以下同じ。）に該当する。

### 3 以上のことから、本件審査請求には理由がなく、処分庁が一部公開とした判断は妥当である。

## 第6 審議会の判断理由

### 1 条例第6 条第5 号該当性

(1) 条例第6 条第5 号は、府が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とすることを定めたものである。

ここにいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務事業の目的、その目的達成のための方法等に照らして、「おそれ」の有無を客観的に判断する必要があり、

「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものである。

(2) 特定の個人に関する医療、福祉等の行政支援の要否・対処方針の検討、疾病に起因するトラブルへの対応等保健所における処理事案においては、極めて秘匿性が高い情報を内容とするのが常であり、①このような場合においては、対処した内容だけではなく、対処した事実自体が秘匿されるべきものであり、これらのことが確約されてはじめて、府民が保健所に対して、自身や家族、近隣住民等のことについて安心して気軽に相談することができるのであり、②もし、対処した内容がその一部であっても公開されるとすれば、府民は安心して気軽に保健所に相談することができなくなり、相談しようとする府民と京都府との間の信頼関係が損なわれかねず、③その結果、保健所が日常的に行う相談業務に重大な影響を及ぼす旨、諮問庁の職員により当審議会に対し申述があった。

(3) たしかに、保健所における処理事案については、府民が安心して相談できることが業務上不可欠であり、その大前提として、相談した事実自体の秘匿性も保たれることが事務遂行上必要といえる。

このことを踏まえると、処理事案の内容の推測が可能となる、本件対象公文書に記載された面談の日、その場所、対応した部署及び職員名並びに面談内容のうち別表に掲げる箇所以外の部分については、条例第6条第5号に該当する情報であり、これらを非公開としたことは妥当である。

(4) しかしながら、別表に掲げる箇所については、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある記載とはいえず、条例第6条第5号に該当する情報ではないことから、公開することが相当である。

## 2 条例第6条第1号該当性

なお、処分庁が部分公開の理由とする条例第6条第1号該当性について、念のため言及しておく。

(1) 条例第6条第1号に定める「個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものも含む。）」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接に特定することができる場合だけでなく、その情報だけでは個人を特定することはできないが、他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む趣旨である。

(2) 本件対象公文書の記載を照査するに、当該記載のみをもってすれば、必ずしも「個人が特定されうるもの」に該当する情報とは言えないものの、当該個人の近親者、地域住民等であれば知っている可能性がある「他の情報」によっては、これと照合することにより「個人が特定され得るもの」に該当しうる可能性がある情報が含まれることは否めない。

(3) また、特定の個人に関する疾病に起因するトラブルへの対応等の事案は、人口が〇万人に満たない〇市で頻発しているとまでは言えず、対処した内容等を公にすれば個人を特定できる可能性が高い旨、諮問庁の職員により当審議会に対し申述があったところであり、この申述を直ちに否定することもできない。

(4) しかしながら、これらのことを踏まえても、本件対象公文書について処分庁が非公開とした箇所のうち、少なくとも別表に掲げる箇所については、「個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものも含む。）」とはいえ、条例第6条第1号該当性を肯定することはできない。

### 3 総括

本件対象公文書について処分庁が非公開とした箇所（別表に掲げる箇所を除く。）は、1で述べたとおり条例第6条第5号に該当する非公開情報である。

したがって、別表に掲げる箇所は公開すべきであるが、その余の部分は非公開情報に該当することから、処分庁がその余の部分を非公開としたことは、結論において妥当である。

### 4 結論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 参考

### 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 8月 1日	諮問書の受理
令和5年 8月30日	第1回審議会
令和5年11月16日	第2回審議会
令和6年 1月31日	第3回審議会
令和6年 3月 1日	答 申

### 調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己  
委員 奥 野 美奈子  
委員 原 田 大 樹  
委員 宮 本 恵 伸  
委員 山 舗 恵 子

別表

頁	行	公開とすることが妥当である箇所	
1	13 14 15 16 17 18 19 20	全て 1文字目と末尾～11文字目 全て 1文字目 6～8文字目と末尾～4文字目 1～4文字目と末尾～6文字目 1～6文字目 末尾～5文字目	「3 概要」
	24 25 26 27 28 29 30	全て 1文字目と末尾～14文字目 全て 1文字目 全て 全て 1文字目と末尾～12文字目	「4 内容」
2	5 14 38	全て 全て 全て	